

国立大学法人豊橋技術科学大学 2025 年度第 11 回役員会議事概要

- 1 日 時 2025 年 11 月 20 日（木） 15:35～15:42
- 2 出席者 若原学長、神保理事、井上理事、山口理事
列席者 浅井監事、村井監事、滝川特命理事・副学長、中内特命理事・副学長
- 3 陪席者 宗近事務局次長、山内監査室長
- 4 場 所 豊橋技術科学大学学長室
- 5 開催方法 対面会議及びオンライン会議
- 6 議 題

[審議事項]

- (1) 令和 7（2025）年度変更予算について
- (2) 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正等について
- (3) 令和 7 年人事院勧告に係る法令等の一部改正に伴う関係規程の一部改正について
- (4) 教育組織の再編について

[報告事項]

- (1) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和 7 年度）について
- (2) 国立大学法人法 35 条の 2 に基づく兼職の承認について

7 議 事

[審議事項]

- (1) 令和 7（2025）年度変更予算について
山口理事から、資料に基づき、令和 7 年度予算について現状に応じて財源を整理し、必要な経費等を計上した変更予算について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
- (2) 国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則の一部改正等について
若原学長から、資料に基づき、本法人職員が役員就任時には職員を退職することとし、就業規則上の身分を明確にするとともに、定年年齢前に役員を退任となる場合は、職員として役員就任前の身分に復帰することができることを明確化するため、職員就業規則の一部改正することについて説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。
- (3) 令和 7 年人事院勧告に係る法令等の一部改正に伴う関係規程の一部改正について
山口理事から、資料に基づき、令和 7 年人事院勧告に伴う本学方針（案）及び国家公務員の給与法等改正のあった（1）～（4）について、12 月から準拠し適用することとして本学関係規程等の一部改正を行うことについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。なお、国の給与法の改定が閣議決定されておらず、正式な人事院規則の改定案が示されていないため、現在公表されている資料で改定案を作成しているが、細かな改定が示された場合、国に準拠する形で、議長一任とすることが合わせて確認された。

(4) 教育組織の再編について

若原学長から、資料に基づき、現在の5課程5専攻の教育組織について、高専教育の高度化や社会的背景を受けて、令和9年度から1課程1専攻に再編成する構想があること、新課程・専攻の名称は「学際共創」とすること、また令和9年度改組には来年4月に設置申請書を提出する必要があることから現在文部科学省と事前相談中であることについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

[報告事項]

(1) 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和7年度）について

神保理事から、資料に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和7年度）について報告があった。

(2) 国立大学法人法35条の2に基づく兼職の承認について

與語人事課長から、資料に基づき、監事による営利企業の役員等兼業（進和）の兼職の承認申請に係る文部科学省からの回答について報告があった。

以上